

道路は私たちの職場です やめようポイ捨て！

飛島・弥富地区をポイ捨てなどのゴミのない清潔で美しい地域にしましょう。



・主に、空き缶、ペットボトル、お弁当のゴミ、雑誌、たばこ等)

※上記の行為は、下記のとおり罰金が科せられる場合があります。

○罰則

ゴミのポイ捨て行為は、「道路交通法第76条(禁止行為)第4項第5号の道路において進行中の車両等から物件を投げることに該当し、5万円以下の罰金が科せられます。

名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会
西部臨海工業地帯安全輸送協議会
愛知県トラック協会 海上コンテナ部会
愛知県警察本部 蟹江警察署